

議案第 131 号

伊賀市国民健康保険税条例等の一部改正について

伊賀市国民健康保険税条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(伊賀市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市国民健康保険税条例(平成 16 年伊賀市条例第 110 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

(伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成 25 年伊賀市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条に次のただし書を加え、同条を附則第 1 項とする。

ただし、附則第 17 項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附則第 2 条を附則第 2 項とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。